

# 従属節の用法と主題／とりたて助詞の付加

——判断主を含む形式意味論による分析——

田 村 早 苗

# 従属節の用法と主題／とりたて助詞の付加 ——判断主を含む形式意味論による分析——

田村 早苗  
Sanae TAMURA

## 目次

1. はじめに
2. 従属節へのとりたて助詞付加
  - 2.1 現象の整理
  - 2.2 塩入の分析
3. Predicationとdescription
  - 3.1 2種類の意味表示
  - 3.2 ハ・とりたて助詞とSR
4. 従属節の分析
  - 4.1 Centered world/situation
  - 4.2 従属節の統語-意味論
5. 従属節+とりたて助詞の分析
  - 5.1 原因-結果用法はなぜ制限されるか
  - 5.2 タメニハ／カラニハの意味計算
6. まとめ

## [Abstract]

### Subordinate Clauses with and without Topic/focus Particle: An Analysis in Terms of Judge-dependent Semantics

In this paper, we will discuss semantic and functional features of Japanese clausal connectives which can express causal relations, mainly on *kara/tameni*. We focus on the difference between the causal connectives with topic particle *wa* or focus particles (*mo*, *sae*, and so on), and the connectives without them. First, it is pointed out that *kara/tameni* with topic/focus markers cannot express (one-time) causal relations. For example, *ame-ga futta tameni sentakumono ga nureta* expresses the causal relation that 'since it rained, the clothes got wet', but on the other hand, if *tameni* is substituted by *tameni-wa* (with topic *wa*), the sentence cannot express causality. Then, we argue that we can explain the data based on "types of judgment" (Kuroda 1992, 2005 a.o.), that is, distinction of predication and description, and subjective semantics using "judge" parameter.

## 1. はじめに

本稿では、日本語の従属節のうち「原因-結果」にまつわる用法を含むものに注目する。具体的には、(1)-(2)のような従属節である。

- (1) 雨が降ったために洗濯物が濡れた。
- (2) 友達が遊びに来たから豪華な料理を作った。

これらの従属節は、原因-結果にまつわる用法だけでなくその他の用法もつものが多い

い ((3)-(4))。

- (3) 来年留学するために、アルバイトをしてお金を貯めている。〈目的〉
- (4) 木が大きく揺れているから、相当強い風が吹いているのだろう。〈判断の根拠〉

これらの従属節の後部にいわゆる「主題」の助詞ハやとりたて助詞が付加された場合、助詞のないものとは用法の範囲、および従属節・主節の内容の特徴に大きな違いが見られ

キーワード：従属節、主題／とりたて助詞、叙述類型、因果関係

Key words: Subordinate Clause, Topic/focus Particle, Type of Predication, Causal Relation

る。本稿で注目したいのは、(5) の疑問である。

- (5) なぜ、従属節がもつ用法の一部は主題／とりたて助詞を付加することによって失われたり、制限を強く受けるようになったりするのか。

本稿では(5)の疑問について、主に意味論的な側面、および統語とのインターフェイスの側面から説明を加える。説明に際しては大きく2つの理論的要素を用いる。1つは、Kuroda (1992, 2005ほか) および上山 (2007) による Predication と description の区別である。もう1つは、意味論的内容を centered world/situation によって内包化されたものとみなし、centered world の中心を判断の主体とする枠組みを導入したうえで、判断の主体が含まれない事態／出来事と含まれる事態／命題を区別し、それぞれを別の統語的レベルに対応させるといふものである。

以降の議論の流れについてまとめる。まず2節では、日本語の従属節の用法分布・容認性ととりたて助詞の有無について、先行研究に基づいて現象を整理する。また、先行研究で提案されている分析の不足点を指摘する。3, 4節では、本稿の分析に必要な理論的要素について導入する。具体的には、3節で Predication と description の区別と、とりたて助詞との関係についてまとめ、4節では event と centered proposition を分けることについて論じる。3, 4節の内容を踏まえて、5節では従属節ととりたて助詞の問題について本稿の分析を与える。6節はまとめである。

## 2. 従属節へのとりたて助詞付加

本稿で扱う問題についての先行研究は、論者の知る限りごく少数である。本節では塩入 (1992, 1995a, b) をふまえて、説明すべき現

象を整理する。その後2.2節で、塩入 (同) の分析の不足点を指摘する。

### 2.1 現象の整理

本節では、原因-結果の関わる用法をもつ従属節のうち、特にタメ(二)とカラについて、主題／とりたて助詞の有無による用法の違いを検討する<sup>(注1)</sup>。

#### 2.1.1 タメ(二)

まず、タメ(二)について特徴を整理する。タメ(二)は〈目的〉と〈原因-結果〉の2つの用法をもつものに対して、主題のハが付加されたタメニハには〈目的〉用法しかない。以下のように、(7b)は〈原因-結果〉の関係として読むことができない。

- (6) a. 来年留学するため(に), アルバイトをしてお金を貯めている。〈目的〉  
b. 来年留学するため(に), A先生の授業に出席できない。〈原因〉
- (7) a. 来年留学するためには, アルバイトをしてお金を貯めなければならぬ。〈目的〉  
b. # 来年留学するためには, A先生の授業に出席できない。〈×原因〉

とりたて助詞のダケやモが付加された場合も同様に、タメ節は〈原因-結果〉の関係を表せなくなる。

- (8) 病人をいやすためではなく、病人が死に向かっていくのを見届ける {ためにだけ/タメダケニ/\*タメダケ} がある。  
(○目的)

(塩入1995a: p.462 (6))

- (9) a. 社外に委託したために情報が漏れてしまった。〈原因〉  
b. \*社外に委託したためにも情報が漏

- れてしまった。〈×原因〉  
 c.\*社外に委託したため {だけに／に  
 だけ} 情報が漏れてしまった。〈×  
 原因〉

(9a, b) で表そうと意図している状況が存在しえないものであるとか、言語的に表現できないものだというわけではない。実際に、(10a, b) のような別の表現を用いれば同様の状況を表すことは可能である。

- (10) a. 社外に委託したためもあって、情報が漏れてしまった。  
 b. 社外に委託したことだけが原因で、情報が漏れてしまった。

次に、タメニハによって表しうる〈目的〉用法について詳しく検討する。タメニハはタメニの目的用法のすべてで置き換え可能なわけではなく、主節に現れうる内容に制限がある。塩入(1992, 1995a)に従って整理しよう。

- (11) a. 両親に会うために、3日間の休暇を取った。  
 b.\*両親に会うためには、3日間の休暇を取った。  
 (塩入1992 : p.59 (1))

必要性を述べるような場合、また、とりたて詞や行為の列挙、多数の行為を意味する内容は、タメニハの主節に現れることができる<sup>(注2)</sup>。これらはいずれも、モーダルによる世界の複数性、あるいは動作に複数の選択肢が存在したことを示す<sup>(注3)</sup>。

- (12) a. 外国語を習得するためには、毎日練習しなければならない。  
 b. 新鮮な食べ物を手に入れるためには、市場へ行く必要がある。  
 (塩入1992 : p.59 (2))

- (13) a. 両親に会うためには、3日間の休暇まで取った。  
 b. 両親に会うためには、休暇をとったり、列車の手配をしたりした。  
 c. 両親に会うためには、ずいぶん苦労した。

(塩入1992 : p.60 (3), 下線一部修正)

疑問の場合にも主節が複数の選択肢を意味するため、タメニハの主節が疑問の焦点を含むことも可能とされる。

- (14) 事態が良い方向に向かうためには、どうすればいいのだろうか。  
 (塩入1995a : p.466 (22), 下線一部省略)

以上の例に基づいて、塩入(1992 : p.62)は「〔「タメニハ」の主節には、「一回の動作の実現文を用いることができない」、という制約を記述しなければならない」と述べている<sup>(注4)</sup>。

また、主節の複数性とは別に、従属節についてもタメ(ニ)とタメニハで違いがみられる。目的用法のタメ(ニ)では、従属節で述べられる事態は通常主節の主語を動作主とする意志的行為に制限される。それに対して、タメニハにはそのような制限は見られない(塩入1995a)。

- (15) a. 成績が良くなる {\*ために／ように} 塾へ行くことにした。  
 b. 成績が良くなるためには塾へ行く必要がある。  
 (塩入1995a : p.465 (19))

## 2.1.2 カラ

次に、カラと主題／とりたて助詞の付加について検討する。カラの〈原因〉用法が用いられている文のすべてにおいて、カラニハをカラと置き換えられるわけではない。

- (16) a. 来年留学するから、A先生の授業  
に出席できない。  
b. ?来年留学するからには、A先生の  
授業に出席できない。

他のとりたて助詞を付加した場合にも同様に、原因用法の表しうる範囲に制限が見られる。

- (17) a. 社外に委託したから情報が漏れて  
しまった。〈原因〉  
b. \*社外に委託したからにも情報が漏  
れてしまった。〈×原因〉  
c. \*社外に委託したから(に)だけ情  
報が漏れてしまった。〈×原因〉

カラニハはカラと比べると、必然的な因果関係を表す特徴がある。たとえば、塩入(1992)は(18)のように指摘している。

- (18) 「タメニ」「カラ」が一回の個別的な出来事の因果関係を述べることができるのに対し、「タメニハ」「カラニハ」はそれができない。「タメニハ」「カラニハ」の表す因果関係は、話し手が経験的に知識として持っている因果関係を根拠としている。(塩入1992:67)

次の例(19)、(20)はカラニハが一時的な個別の因果関係を述べられないという点を示すものである。

- (19) a. 雨が降ったから、洗濯物が濡れた。  
b. ?雨が降ったからには、洗濯物が濡れた。  
(20) a. ?お腹が痛いからには、帰ります。  
b. ?友達が来るからには、後で電話してください。

(塩入1992:p.66(17))

塩入(1995b)はさらに、主節にいろいろな発話タイプが来る例についても検討している。

- (21) a. けがをしたから、医者に行った。  
b. けがをしたからには、医者に行こう/?行った。

(塩入1992:p.65(15))

- (22) a. 引き受けた {から/??からには} 実行した。(事態の描写)  
b. 引き受けた {??から/からには} 実行しよう。(勧誘)  
c. 引き受けた {?から/からには} 実行しろ。(命令)  
d. 引き受けた {?から/からには} 実行するか。(疑問)

(21)や(22b-d)のように主節がassertion以外の発話タイプであっても、理由の必然性が明らかな場合にはカラニハが使用可能になる。

最後に、カラニハについて1つ興味深い用例を取り上げる。それは、(23)のようなものである。

- (23) 魚を焼くからには、やっぱりこげ目があつた方がおいしい。

(塩入1995b:p.514(2))

この例では、従属節と主節の事態は原因-結果でも根拠-判断でもない。「そのような場面に置かれている以上」という、カラでは表し得ない意味を持っている。興味深いことに、この例におけるカラニハは認識条件文を作るナラと代替可能である。

## 2.2 塩入の分析

本節では塩入(1992, 1995a, b)の分析について不足点を指摘する。塩入(同)は、南(1974)およびそれを発展させた田窪(1987)による従属節の研究に基づいて、タメニ/タ

メニハおよびカラ／カラニハの違いは、節としての独立度の違いによるものだと分析している。具体的には、動作主や否定、モダリティの「だろう」、評価の副詞「せっかく」などを従属節内に含みうるか、従属節内に疑問の焦点を取りうるか、他の従属節の内部に含まれうるか、等の性質を検討し、ハが付された従属節のほうが節としての独立度が高いと述べている。

しかし、塩入(同)の分析では、2.1節で述べたとりたて詞の有無による用法の違いが、節の独立度からどのようにして説明されるのか、メカニズムが明らかでない。以下では、このメカニズムを意味論-統語論的に分析してゆく。

### 3. Predication と description

本節では、まずハやモなどのとりたて助詞が文の統語-意味論において果たす役割について論じる。ここでは、上山(2007)に従って、命題が判断のタイプに応じてdescriptionとPredicationの2種類に分かれるという理論的想定をおく。そのうえで、ハやとりたて助詞との関係について整理する。

#### 3.1 2種類の意味表示

上山(2007)は、Kurodaによる判断論(Kuroda 1992, 2005等を参照)に基づいて、文の表す判断の在り方を2種類に分ける立場をとっている。上山(同)はKurodaの提案を一部修正して、「命題」を表す意味表示(SR)について(24)を主張する。

(24) SRには、(i)と(ii)の2つのタイプのものがある。

- (i) 全体で1つの出来事を表現するもの。
- (ii) 2つの(単純もしくは複合)概念が連合(associate)してい

ることを表現するもの。

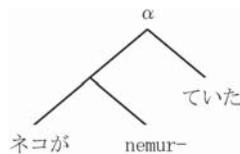
(上山2007:p.121, (15))

上山は(24 i)のSRがdescription, (24 ii)のSRがPredicationに概ね対応するものとしている。

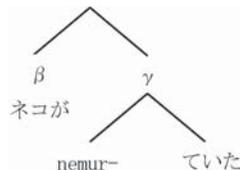
2種類の意味表示(SR)の違いは、意味論の入力となるLFの違いにも対応する<sup>(注5)</sup>。例えば、(25)の文に対応するLFとしては、(26a)と(26b)の2種類が存在する。

(25) ネコが眠っていた。(同:p.122, (17))

(26) a.



b.



(同:p.122, (18))

(26a)はa全体が1つの出来事を表現するdescriptionのSRに変換され、(26b)はbetaとgammaの2つの概念が連合するPredicateのSRに変換される。

#### 3.2 ハ・とりたて助詞とSR

前節で見た2つのSRについて、ハやとりたて助詞を含む文はPredicationにしか対応しないと考えられる。もともとPredicationという判断タイプはKuroda(1992, 2005)の理論においてハを含む文が表すものとして提案されたものである。また、上山(2007:p.125)が述べるとおり、「さえ」や「だけ」などが取り立ての意味で用いられている場合や前提の関わる量化表現の場合、その節は単なる「特定の事態の記述」にはならないのは自然であろう。

とりたて詞の分析法として標準的な代替意味論 (alternative semantics : Rooth 1992 ほか) では, only や even などの焦点にかかわる要素の意味を計算する際には, 文に現れている表現の意味だけでなく, 焦点となっている要素の代替集合 (alternative set) を計算すると分析されている。このような計算には, 長期記憶内の概念や情報データベースの参照が必須であり, その点でもとりたて詞を含む文は description には対応しえないと考えられる。

#### 4. 従属節の分析

次に, 本節では従属節の各用法について, 統語レベルと意味的な指示物の違いによって分析を与える。それに際して, 日本語の従属節が指す意味レベルとして「主体によって認識された事態」あるいは「主体によって志向された事態」のようなレベルを想定する必要があると論じる。

##### 4.1 Centered world/situation

上記のような意味レベルを表現する道具立てとして, 本稿では世界だけでなく認識・志向の主体についても内包化された意味論 (Stephenson 2007, 2010a, b, Lasersohn 2017 他 : cf. 田村 2012, 2013) を用いる。すなわち, 言語表現の内容を world-person (judge) の対から「通常の」外延への関数と扱う<sup>(注6)</sup>。

このような意味論は個人的な嗜好を表す述語や, *de se* attitude 述語などの分析において提案されてきた。例えば, Stephenson (2010a) の分析によると, 個人的な嗜好を表す述語である *tasty* や *fun* は, (27) のような意味論を持つとされる。

$$(27) \quad a. \quad \llbracket \text{tasty} \rrbracket^{w,j} = [\lambda y. [\lambda x. x \text{ tases good to } y \text{ in } w] ]$$

$$b. \quad \llbracket \text{fun} \rrbracket^{w,j} = [\lambda y. [\lambda x. x \text{ is fun for } y \text{ in } w] ]$$

(Stephenson 2010a : (25))

上付き指標の  $w$  と  $j$  は, 世界と主体 (判断主 judge) についての入力を与えられて, 外延が決まるということを示している。上記の述語の意味論において特徴的なのは, 個体の性質を表す 1 項述語ではなく, 判断主と個体の関係を表す 2 項述語と分析されている点である。つまり, これらの述語を含む文では判断主が与えられなければ真理値が決められない。tasty の判断主が言語的に明記されないことも多いが, その場合は (28) のように文全体の判断主指標  $j$  が述語の判断主と同定されるように分析される。

$$(28) \quad \llbracket \text{The cake is [tasty PRO}_j \text{]} \rrbracket^{w,j} = 1 \\ \text{iff the cake taste good to } j \text{ in } w \\ \text{(Stephenson 2010a)}$$

また, believe や want などの態度述語には, (29), (30) のような意味論が与えられる。

$$(29) \quad \llbracket \text{think} \rrbracket^{w,j} = \llbracket \text{believe} \rrbracket^{w,j} = [\lambda p_{\langle \text{set} \rangle}. [\lambda z_e. \forall \langle w', z \rangle \in \text{Dox}_{w,z} : p(w')(y) = 1] ]$$

$$(30) \quad \llbracket \text{want} \rrbracket^{w,j} = [\lambda p_{\langle \text{set} \rangle}. [\lambda z_e. \forall \langle w', z \rangle \in \text{Want}_{w,z} : p(w')(y) = 1] ]$$

ただし,  $\text{Dox}_{w,x}$  は世界  $w$  における主体  $x$  の doxastic alternative を表し, 次のような集合として定義される。

$$(31) \quad \text{Doxastic Alternatives :} \\ \text{Dox}_{w,x} = \{ \langle w', y \rangle : \text{it is compatible with what } x \text{ believes in } w \text{ that } x \text{ (} x \text{'s self) is } y \text{ in } w' \}$$

このような認識・志向の主体を含む意味論

を用い、本稿で扱う従属節の主たる用法について次節で分析を与える。

#### 4.2 従属節の統語-意味論

ここでは、田村 (2012, 2013) に従って、本稿で扱う〈目的〉〈原因-結果〉〈判断の根拠〉の各用法について、従属節の統語レベルと意味論的表示を示す。

そのまえに、〈原因-結果〉用法について2種類の区別を導入する。田村 (2012, 2013) では (32a) のような非意志的因果関係と (32b) のような意志的因果関係を区別し、異なる統語構造を与えている (Hara et al. 2013 も参照)。

- (32) a. 雨が降ったから, 気温が低下した。  
 b. 雨が降ったから, 川遊びに行くのをやめた。

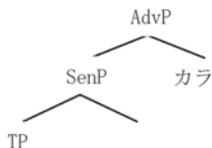
非意志的因果関係は、人間の認識や意思が介在しない、物理的な出来事間の因果関係である。いっぽう、意志的因果関係は、原因と結果の間に人間の認識が介在する。

2種類の因果関係を表す文について、判断主を要求するような主観的表現(好みの述語、感情・感覚述語など)が現れうるかの観察にもとづいて、〈意志的／非意志的因果〉用法と〈判断の根拠〉用法の統語構造は次のように提案されている(田村2013 (79a-c) に基づく)。

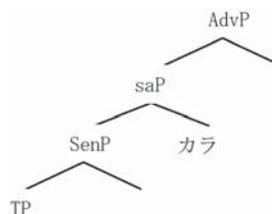
(33) 〈非意志的因果〉



(34) 〈意志的因果〉



(35) 〈判断〉



SenP, saPはそれぞれ, sentence phrase, speech act Phraseを表し, Tenny (2005) の分析に従ったものである。

ここでは統語構造の詳細には立ち入らないが、この分析で注意したいのはSenPより上のレベルの節について、対応する意味表示で「認識視点」=本稿における判断主 (judge) が導入されるとしている点である。また、各用法に共通して、意味的内容に因果関係を表すcauseという2項述語が含まれることも特徴的である(下記 (36) - (38) 参照)。用法ごとの違いは、2項述語の違いではなくそれがる節のレベルの違いによると田村 (2012, 2013) では分析している。前節で紹介した Stephenson (2010b) の意味論に近い形で各用法の接続詞の意味表示を書くと、(36) - (38) のようになる。

(36) 〈非意志的因果〉用法

$$\begin{aligned}
 & \llbracket [_{TP} P] \text{ カラ } [_{TP} Q] \rrbracket^{w,j} \\
 & = \llbracket [_{TP} P] \text{ タメ } [_{TP} Q] \rrbracket^{w,j} \\
 & = \llbracket P \text{ at } w \rrbracket^{w,j} \text{ cause } \llbracket Q \text{ at } w \rrbracket^{w,j}
 \end{aligned}$$

ただし、P, Qの意味内容にはjudge variable  $j$ が含まれない。

(37) 〈意志的因果〉用法

$$\begin{aligned}
 & \llbracket [_{SenP} P] \text{ カラ } [_{SenP} Q] \rrbracket^{w,j} \\
 & = \llbracket [_{SenP} P] \text{ タメ } [_{SenP} Q] \rrbracket^{w,j} \\
 & = \llbracket P \text{ is in Know}_{w,j} \text{ at } w \rrbracket^{w,j} \text{ cause} \\
 & \quad \llbracket j \text{ BE/DO } Q \text{ at } w \rrbracket^{w,j}
 \end{aligned}$$

(38) 〈判断〉用法のカラ

$$\begin{aligned}
 & \llbracket [_{saP} P] \text{ カラ } [_{TP} Q] \rrbracket^{w,j} \\
 & = \llbracket j \text{ does a speech act by } P \text{ at } w \rrbracket^{w,j}
 \end{aligned}$$

cause  $\llbracket j \text{ does a speech act by}$   
 $Q \text{ at } w \rrbracket^{w,j}$

ただし、(37) 内の  $\text{Know}_{w,j}$  は世界  $w$  において主体  $j$  の知識内にある命題の集合を表す。

理由節の各用法に加えて、タメ (二) の〈目的〉用法についても分析を与えておく。タメ (二) 節は目的という意味内容からも、またタメ (二) 節内で述べられている行為の動作主が通常、主節の主語と一致するというコントロール構文に近い特徴を持つことから考えても、補部の意味的内容には判断主を含むと考えられる。本稿では、タメ (二) の〈目的〉用法の統語構造としては (34) と同様に、接続助詞の補部に  $\text{SenP}$  をとると仮定しておく。〈目的〉用法の意味論は、田村 (2012: 第 6 章) における分析を踏まえ、次のように与える。

(39) 〈目的〉用法のタメ (二)

$$\llbracket [\text{SenP } P ] \text{ タメ } [\text{SenP } Q ] \rrbracket^{w,j}$$

$$= \llbracket P \text{ is in Goal}_{w,j} \text{ at } w \rrbracket^{w,j} \text{ cause}$$

$$\llbracket j \text{ DO } Q \text{ at } w \rrbracket^{w,j}$$

以上の分析を踏まえて、第 5 節では従属節にとりたて助詞が付加された場合の用法について、本稿の提案する分析を示す。

## 5. 従属節+とりたて助詞の分析

本節では、第 3, 4 節の内容を踏まえて、従属節にとりたて助詞が付加された場合の可能な用法について分析を試みる。まず 5.1 節でとりたて助詞一般に関して、従属節に付加された場合の可能な用法について説明を与える。次に 5.2 節では、特に助詞  $ハ$  が従属節に付加されたタメニハ/カラニハの特徴がどのようなにもたらされるか、意味計算の過程を示しつつ論じる。

### 5.1 原因-結果用法はなぜ制限されるか

まず、一回的な原因-結果を表す用法が、主題  $ハ$  やとりたて助詞を付加することで表現できなくなる点について、説明を与える。この点については主題/とりたて助詞に広く共通する特徴であり、助詞  $ハ$  の固有の意味論的特徴によるものではないと考えられる。

本稿では、一回的な原因-結果関係について述べる際には、次のような制約があると主張する。

- (40) 一回的な原因-結果関係について述べる際には、原因の出来事/事態  $e_1$  と結果の出来事/事態  $e_2$  を含む大きな 1 つの出来事  $e (= \text{cause} (e_1, e_2))$  として述べなければならない。

この見方は、因果関係を出来事/事態間に成り立つ 2 項述語としてとらえる立場に立つ<sup>(注7)</sup>。また、原因-結果を表す文は、因果関係が成立するという事態の存在を述べたものとみなしている。

(40) が正しいとすれば、主題/とりたて助詞の付加によって一回的な原因-結果を表す用法が失われることは、3 節の description と Predication に関する議論より直接説明できる。すなわち、(40) より一回的な原因-結果関係を表す文は、全体が「因果関係の成立」という 1 つの大きな事態/出来事を述べているのでなければならない。しかし、3.2 節で述べたとおり、 $ハ$  やとりたて助詞を含む文は Predication の SR にしか対応しない。よって、主題/とりたて助詞を付加された従属節は、一回的な原因-結果を表す用法をもたない。

この説明はタメ (二) やカラ (二) 固有の意味内容に依存していないので、他の従属節にも適用可能であると予測される。実際に、一回的な原因-結果を表すその他の従属節についても、主題/とりたて助詞の付加によっ

て当該用法が得られなくなる現象がみられる。

・ホドニ

(41) 一回的な原因-結果

a. 引っ張るほど (に), 縄はきつく締まっていった。

b. \*引っ張るほどには, 縄はきつく締まっていった。

(42) その他の用法

a. 唇が真っ青になるほど (に), プールの水温は冷たかった。

b. 唇が真っ青になるほどには, プールの水温は冷たかった。

・ダケニ

(43) 一回的な原因-結果

a. 時間をかけて塗っただけに, その壁は見事な仕上がりがだった。

b. \*時間をかけて塗っただけに {は／も}, その壁は見事な仕上がりがだった。

## 5.2 タメニハ／カラニハの意味計算

本節では、特にタメニハ／カラニハという形式に注目して、これらの形式の意味計算の過程について分析し、2.1節でまとめた用法上の特徴に説明を与える。

意味計算の準備として、ハの意味論について考察を加えておく。3節で述べた通り、ハはそれを含む文がPredicationという意味表示のタイプであることを示す要素である。Kuroda (1992, 2005) によれば、Predicationにおいてはcategorical judgmentというタイプの判断が行われている。これは、ある概念について別の概念との範疇的な連合を行う操作である。ハの前に来るものが特定の個体を指す表現である場合には、その個体が持つ性質を述べるものとなる。一方、ハの前に来るものが一般的概念（個体の集合）を表す場合には、その集合に含まれ

るもの一般について、何らかの性質・概念などとの結び付けを行う。この意味で、ハは全称量化あるいはある種の条件文に近い意味内容を持っていると言える。条件形式のナラが主題の用法をもつことも、この見方の傍証となるだろう。以上を踏まえて、本節では従属節につくハを全称量化詞として扱う。

### 5.2.1 タメニハ

上述のとおり目的用法のタメ (ニ) の意味論は次のようなものとする。

(39) 〈目的〉用法のタメ (ニ)

$$\begin{aligned} & \llbracket [\text{SenP } P] \text{ タメ } [\text{SenP } Q] \rrbracket^{w,j} \\ & = \llbracket P \text{ is in Goal}_{w,j} \text{ at } w \rrbracket^{w,j} \text{ cause} \\ & \quad \llbracket j \text{ DO } Q \text{ at } w \rrbracket^{w,j} \end{aligned}$$

ここにハが付加されることで、全称量化が働き、PタメニハQの意味内容は次のようになる。ここでは、量化詞-制限部を並べる3つ分かれ方式の表記を用いる。

(44)  $\forall \langle w, j \rangle. [P \text{ is in Goal}_{w,j} \text{ at } w] [\langle w, j \rangle \text{ cause } j \text{ DO } Q \text{ at } w]$

これを説明すると、現実世界 $w$ におけるいかなる判断主 $j$ についても、 $j$ が $w$ でPを目的としているならば、そのことによって $j$ が $w$ でQをするということが引き起こされる、というものである。ポイントは、タメニの持つ目的という意味的要請によって $w$ が不定の可能世界ではなく $j$ の存在する特定の世界（通常は現実世界）に固定されている点である。このため、全称量化が空虚なものとならないためには、判断主の $j$ が量化を受ける必要がある。全称量化がかかっているために、主節は一回的な出来事ではなく、複数性を持った出来事やモダリティが現れると考えられる。

また、目的節の動作主に関する制約がタメニハ節では緩められることも、判断主の $j$ が

量化を受けていることから説明可能である。

### 5. 2. 2 カラニハ

カラの3つの用法の意味論は4.2節の(36)–(38)に示した通りである。また、前節の目的表現の場合と同じく、原因–結果や現実世界での判断の根拠という意味上の要請によって、 $w$ は不定の可能世界ではなく(多くの場合は)現実世界という特定の世界を指す。そのため、判断主の変項 $j$ を含まない〈非意志的因果〉では全称量化が空虚なものとなり、意味の計算上不適切になる。よって、この意味表示は得られないと考えられる。残る〈意志的因果〉と〈判断〉の用法では、ハの全称量化がかかった後のPカラニハQ全体の意味表示は、次のようになる。

- (45)  $\forall \langle w, j \rangle$ . [P is in Know $_{w,j}$  at  $w$ ] [ $\langle w, j \rangle$  cause  $j$  BE/DO Q at  $w$ ]  
 (46)  $\forall \langle w, j \rangle$ . [ $j$  does a speech act by P at  $w$ ] [ $\langle w, j \rangle$  cause  $j$  does a speech act by Q at  $w$ ]

全称量化が働いているため、因果関係は一時的なものよりも、より必然性の高いものとして理解される。また、世界 $w$ は現実世界に固定されているものの、判断主 $j$ が量化されているため、判断や行為に関する条件的関係を述べる文となっている。これは、ナラの表す「認識的条件文」の意味に非常に接近しており、(23)のように置き換え可能な例が存在することも自然なものと考えられる。

## 6. まとめ

以上、本稿では従属節に主題のハやとりたて助詞が付加された場合の用法について、判断論、および認識・志向の主体を取り入れた意味論を用いて分析することで、説明を与えた。

残された問題として、様々なとりたて助詞の間の性質の違いがある。たとえば、コソは本稿で扱ったダケやモト異なり、一回的な原因–結果のカラに付加することが可能なようである。

- (47) 社外に委託したからこそ情報が漏れてしまったんだ。

これは、音声的にカラを卓立させることで焦点化を行った場合と類似した働きをしているようにも見える。

- (48) 社外に委託したから情報が漏れてしまったんだ。

(下線部は音声的卓立を表す)

このような点も含め、今後の検討が必要である。

## 謝辞

本研究はJSPS科研費JP16K16827の助成を受けたものです。

## 注

- (1) カラの場合のように、従属節によっては、とりたて詞を付加する際にニを付ける必要がある。本稿ではニの文法的カテゴリー等の問題には深く立ち入らず、文法的接続の制約によって出現するものとし、意味論的内容を特に持たないとみなしておく。  
 (2) 対比のハの場合は、目的用法として主節で一回的な出来事を述べることも可能である。  
 (3) 塩入(1992, 1995a)はこの点を、主節が「範例的/パラダイグマティックな関係」を持つと特徴付けている。  
 (4) 塩入(1995a:p.462)には、Quirk et al. (1985)の記述として、「[in order to-節]が文頭にある場合、主節は「volitional predicates」「conditional predicates」「modal」を含まないと、つまり述語のタ形だけ[原文ママ]だと

許容度が低いという」と書かれている。

- (5) 上山が考える統語-意味の派生モデルでは、統語論によって派生されたLFを入力として、単語の概念への置き換えや概念の合成を行うのが意味論 (semantics) の働きとされる。
- (6) 田村 (2012, 2013) では時制にかかわる現象を扱うため、認識主体を単なる person ではなく <person, time> の対とする枠組みを用いている。本稿ではより単純な意味論を用いる。
- (7) ただし、因果関係については命題間の関係としてとらえる立場、「事実」の関係と捉える立場など様々な見方が存在する。詳細は Tamura et al. (2010) およびその引用文献を参照。

### 参考文献

- Hara, Y., Kim, Y., Sakai, H., & Tamura, S. (2013). Projections of events and propositions in Japanese : A case study of *Koto*-nominalized clauses in causal relations. *Lingua*, 133, 262-288.
- Kuroda, S.-Y. (1992) "Judgment Forms and Sentence Forms," in *Japanese Syntax and Semantics*, Kluwer Academic Publishers, Dordrecht, pp.113-77.
- Kuroda, S.-Y. (2005) Focusing on the matter of topic : a study of *wa* and *ga* in Japanese. *Journal of East Asian Linguistics*, 14, pp.1-58.
- Lasnik, P. (2010) *Subjectivity and Perspective in Truth-Theoretic Semantics*. Oxford Univ. Press.
- Rooth, M. (1992) . A theory of focus interpretation. *Natural Language Semantics*, 1 (1), 75-116.
- 塩入すみ (1992) 「「Xハ」型従属節について」『阪大日本語研究』第4号, pp.59-71.
- 塩入すみ (1995a) 「スルタメニとスルタメニハ—目的を表す従属節の主題化形式と非主題化形式—」宮島達夫・仁田義雄 (編) 『日本語類義表現の文法 (下)』くろしお出版, pp.460-467.
- 塩入すみ (1995b) 「カラとカラニハ—理由を表す従属節の主題化形式と非主題化形式—」宮島達夫・仁田義雄 (編) 『日本語類義表現の文法 (下)』くろしお出版, pp.514-520.
- Stephenson, T. (2010a). Control in centered worlds. *Journal of Semantics*, 27 (4), 409-436.
- Stephenson, T. (2010b). Vivid attitudes :

Centered situations in the semantics of 'remember' and 'imagine'. *Semantics and Linguistic Theory*, 20, pp.147-160.

- 田村早苗 (2012) 「認識視点と因果：日本語理由・目的表現の研究」京都大学博士論文
- 田村早苗 (2013) 『認識視点と因果—日本語理由表現と時制の研究』くろしお出版.
- Tamura, S., Y. Hara, K. Youngju and H. Sakai (2010) Types of causal relations : A survey. 『京都大学言語学研究』第29号, pp.153-170.
- Tenny, C. (2006). Evidentiality, experiencers, and the syntax of sentience, *Japanese Journal of East Asian Linguistics*, 15, 245-288.
- 上山あゆみ (2007) 「第3章 文の構造と判断論」長谷川信子 (編) 『日本語の主文現象—統語構造とモダリティ』ひつじ書房, pp.113-144.